

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	母子保健事業に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

飯塚市は、母子保健事業に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

飯塚市長

公表日

令和7年1月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健事業に関する事務
②事務の概要	母子保健法に基づき、母子健康手帳の交付、新生児等の訪問指導や健康診査等、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持増進に関する事務を実施する。 母子保健事業に関する事務について具体的な事務は以下のとおり。 ①保健指導の実施又は保健指導を受けることの勧奨 ②新生児の訪問指導の実施 ③健康診査の実施又は健康診査を受けることの勧奨 ④妊娠の届出の受理又は届出に係る事実の審査 ⑤母子健康手帳の交付に関する事務 ⑥妊産婦の訪問指導の実施又は診察を受けることの勧奨 ⑦低体重児の届出の受理又は届出に係る事実の審査 ⑧未熟児の訪問指導の実施 ⑨こども家庭センター事業の実施
③システムの名称	健康管理システム、MICJET番号連携サーバ、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
健康管理情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表70の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第5号) 第40条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(特定個人情報の提供) 番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48、71、80、112の項 (特定個人情報の照会) 番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表95の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども未来部 こども家庭課
②所属長の役職名	こども家庭課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 総務課 住所:飯塚市新立岩5番5号 電話番号:0948-22-5500(内線1314・1315・1316)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	こども未来部 こども家庭課 母子保健係 住所:飯塚市新立岩5番5号 電話番号:0948-43-3305
9. 規則第9条第2項の適用	[]適用した
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年10月21日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月21日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
8. 人手を介在させる作業	
	[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄を定期的実施している。

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システム利用をID、パスワードによるユーザー認証を行っており、担当業務に応じアクセス権限を管理して運用している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署①部署	こども・健康部 健幸・スポーツ課	市民協働部 健幸・スポーツ課	事後	
平成29年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ	こども・健康部 健幸・スポーツ課 保健センター係	市民協働部 健幸・スポーツ課 保健センター係	事後	
令和1年6月18日	様式変更による改訂				
令和2年1月9日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要		「⑩子育て世代包括支援センター事業の実施」追加		
令和2年1月9日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	<情報照会の根拠> 番号法第19条第7号 別表第二 第70項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府、総務省令第7号。以下「番号法別表第二命令」という。）第39条 <情報提供の根拠> 番号法第19条第7号 別表第二（第26.56の2.87項） 番号法別表第二命令 第19.30.44条	<情報照会の根拠> 番号法第19条第7号 別表第二（第69-2.70項） 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府、総務省令第7号。以下「番号法別表第二命令」という。）第38-3、39条 <情報提供の根拠> 番号法第19条第7号 別表第二（第26.56の2.69-2.87項） 番号法別表第二命令 第19.30.38の3.44条		
令和2年2月6日	II しきい値判断項目 3. 重大事故	発生なし	発生あり		
令和2年6月18日	8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ	市民協働部 健幸・スポーツ課 保健センター係 住所: 飯塚市忠隈523番地 電話番号: 0948-24-4002	市民協働部 健幸・スポーツ課 母子保健係 住所: 飯塚市忠隈523番地 電話番号: 0948-24-4002		
令和3年2月6日	II しきい値判断項目 3. 重大事故	発生あり	発生なし		
令和3年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署	市民協働部 健幸・スポーツ課	市民協働部 健幸保健課	事後	
令和3年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署	健幸・スポーツ課長	健幸保健課長	事後	
令和3年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ	市民協働部 健幸・スポーツ課 母子保健係 住所: 飯塚市忠隈523番地 電話番号: 0948-24-4002	市民協働部 健幸保健課 母子保健係 住所: 飯塚市忠隈523番地 電話番号: 0948-24-4002	事後	
令和4年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	母子保健法に基づき、母子健康手帳の交付、新生児等の訪問指導や健康診査等、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持増進に関する事務を実施する。 母子保健事業に関する事務について具体的な事務は以下のとおり。 ①保健指導の実施又は保健指導を受けることの勸奨 ②新生児の訪問指導の実施 ③健康診査の実施又は健康診査を受けることの勸奨 ④妊娠の届出の受理又は届出に係る事実の審査 ⑤母子健康手帳の交付に関する事務 ⑥妊産婦の訪問指導の実施又は診察を受けることの勸奨 ⑦低体重児の届出の受理又は届出に係る事実の審査 ⑧未熟児の訪問指導の実施 ⑨養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給 ⑩子育て世代包括支援センター事業の実施	母子保健法に基づき、母子健康手帳の交付、新生児等の訪問指導や健康診査等、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持増進に関する事務を実施する。 母子保健事業に関する事務について具体的な事務は以下のとおり。 ①保健指導の実施又は保健指導を受けることの勸奨 ②新生児の訪問指導の実施 ③健康診査の実施又は健康診査を受けることの勸奨 ④妊娠の届出の受理又は届出に係る事実の審査 ⑤母子健康手帳の交付に関する事務 ⑥妊産婦の訪問指導の実施又は診察を受けることの勸奨 ⑦低体重児の届出の受理又は届出に係る事実の審査 ⑧未熟児の訪問指導の実施 ⑨子育て世代包括支援センター事業の実施	事後	
令和4年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	市民協働部 健幸保健課	福祉部 子育て支援課	事後	
令和4年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	健幸保健課長	子育て支援課長	事後	
令和4年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ 連絡先	市民協働部 健幸保健課 母子保健係 住所: 飯塚市忠隈523番地 電話番号: 0948-24-4002	福祉部 子育て支援課 母子保健係 住所: 飯塚市新立岩5番5号 電話番号: 0948-43-3305	事後	
令和4年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成31年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点		
令和4年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成31年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点		
令和4年8月1日	8. 監査実施の有無	内部監査[]	内部監査[○]		
令和5年2月24日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務部 総務課 住所: 飯塚市新立岩5番5号 電話番号: 0948-22-5500(内線1221・1222)	総務部 総務課 住所: 飯塚市新立岩5番5号 電話番号: 0948-22-5500(内線1314・1315・1316)		
令和5年2月24日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年2月24日 時点		
令和5年2月24日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年2月24日 時点		
令和5年8月24日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年2月24日 時点	令和5年8月24日 時点		
令和5年8月24日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年2月24日 時点	令和5年8月24日 時点		
令和6年7月11日	1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年8月24日 時点	令和6年7月11日 時点		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年7月11日	2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年8月24日時点	令和6年7月11日時点		
令和6年7月11日	5.評価実施機関における担 当部署 ①部署	福祉部 子育て支援課	こども未来部 こども家庭課		
令和6年7月11日	5.評価実施機関における担 当部署 ②所属長の役職名	子育て支援課長	こども家庭課長		
令和6年7月11日	8.特定個人情報ファイルの取 り扱いに関する問い合わせ 先	福祉部 子育て支援課	こども未来部 こども家庭課		
令和6年10月21日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ②事務の概要	⑨子育て世代包括支援センター事業の実施	⑨こども家庭センター事業の実施		
令和6年10月21日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和6年7月11日時点	令和6年10月21日時点		
令和6年10月21日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年7月11日時点	令和6年10月21日時点		
令和6年12月13日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(平成25年法 律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一 第49項 ・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の 主務省令で定める事務を定める命令(平成26 年内閣府、総務省令第5号) 第40条	・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(平成25年法 律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 及び別表70の項 ・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表の主務 省令で定める事務を定める命令(平成26年内 閣府、総務省令第5号) 第40条		
令和6年12月13日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	<情報照会の根拠>番号法第19条第7号 別 表第二 (第69-2.70項)行政手続における特 定の個人を識別するための番号の利用等に 関する法律別表第二の主務省令で定める事 務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、 総務省令第7号。以下「番号法別表第二命令」 という。)第38-3.39条<情報提供の根拠>番 号法第19条第7号 別表第二 (第26.56の 2.69-2.87項)番号法別表第二命令 第 19.30.38の3.44条	(特定個人情報の提供) 番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号 に基づく主務省令第2条の表48、71、80、112 の項 (特定個人情報の照会) 番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号 に基づく主務省令第2条の表95の項		
令和6年12月27日	様式変更による改訂				
令和7年1月7日	IVリスク対策 8. 人を介在させる作業		十分である		
令和7年1月7日	IVリスク対策 8.人を介在させる作業 判断の根拠		個人番号及び本人情報が記載された申請書 の廃棄を定期的実施している。		
令和7年1月7日	IVリスク対策 11.最も優先度が高いと考え られる対策		3) 権限のない者によって不正に使用される リスクへの対策		
令和7年1月7日	IVリスク対策 11.最も優先度が高いと考え られる対策 当該対策は十分か【再掲】		十分である		
令和7年1月7日	IVリスク対策 11.最も優先度が高いと考え られる対策 判断の根拠		システム利用をID/パスワードによるユーザー 認証を行っており、担当業務に応じたアクセス権 限を管理して運用している。		